

石巻市 第4次障害者計画

＜令和3年度～令和8年度＞

第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画

＜令和3年度～令和5年度＞

(概要版)



※本計画には、音声コード(ユニボイス)と、コードの位置の認識のため、切れ込みを入れています。これは視覚障害のある方にも文字情報の提供を行うことを目的とした情報ツールで、専用のアプリケーションを使用することで、コードを読み取ることができます。

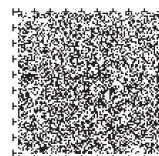
スマートフォンの画面に表示される枠内にコードが収まるよう、ピントを合わせるとコードを読み取り、音声を読み上げられます。(計画内の図や表については読み込みしていません。)

なお、機種によっては文章の読み取りに支障が出る場合がありますので、ご了承ください。

※専用のアプリケーションは、iOS版・Android版があり、無料でダウンロードできます。詳しい使い方は、アプリケーションを起動して確認してください。

令和3年3月

石巻市



I 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、障害者権利条約や障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の理念を踏まえ、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的に「石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」が平成29年9月に制定され、平成30年4月に施行となりました。

本計画は、本市における障害者施策が目指す姿と具体的な取組を明確にし、すべての市民が障害の有無にかかわらず、地域で共に安心して暮らせる共生のまちづくりを実現していくための道筋を表すものです。

2. 計画の位置づけ

「障害者計画」は、「障害者基本法」における「市町村障害者計画」に位置づけられ、障害者施策の基本的な考え方や方向性を定めるものです。

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等の種類ごとの必要なサービス量の見込みやその確保のための方策等を示す計画で、厚生労働大臣の定める基本指針に即して、3年ごとに定めるものです。

また、本計画は、上位計画である「石巻市総合計画」や「石巻市地域福祉計画」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図ります。

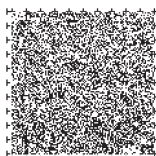
3. 計画の期間

計画期間は、「石巻市第4次障害者計画」は、令和3年度から令和8年度までの6年間、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」は、令和3年から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者計画（6年間）	▶					
障害福祉計画（3年間）	▶					
障害児福祉計画（3年間）	▶					

<計画とSDGs（持続可能な開発目標）>

障害の有無にかかわらず、地域で共に安心して暮らせる共生のまちづくりを実現するための取組は、SDGsの17の目標（ゴール）のうち、「3 すべての人に健康と福祉を」など、9つの目標に関連します。本計画の推進は、これらの課題解決につながっていきますので、国際機関や国の動向をみながら、障害に関する福祉施策に取り組んでいきます。



Ⅱ 障害者計画 基本構想

1. 本市の障害者施策の目指す姿（基本理念）

障害者施策が目指す姿は、障害の有無にかかわらず、誰もが基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、すべての市民が相互に人格と個性を尊重しあい、障害の有無によって分け隔てられることなく、地域社会において、共に安心して暮らせる福祉のまちです。本市では、これまで『共に暮らし支えあう、自分らしい暮らしを描けるまちへ』を基本理念として、地域で共に暮らし、みんなで支えあいながら、誰もが自分らしい暮らしを実現できるまちづくりを目指してきました。

本計画においては、基本的な考え方を踏襲しつつ、更なる障害への理解促進と障害の有無にかかわらず、誰もが地域の中で共に支えあいながら、自分らしく生き生きと暮らせる環境づくりを進めていく観点から、新たな基本理念を掲げ、障害のある人を取り巻く「社会環境の改善」や「福祉的支援体制の充実」を目指して取り組んでいきます。

《石巻市第4次障害者計画 基本理念》

誰もが認めあい、支えあいながら、
安心して自分らしく暮らせる共生のまちづくり

2. 施策の方向性（基本目標）

◆基本目標1 障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成

障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会の実現のために、障害者差別解消や障害への正しい理解を深めるための広報・啓発活動及び福祉教育の推進に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を推進し、障害のある人を地域で支えあう市民意識の醸成に努めます。

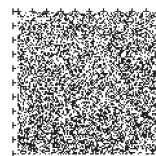
また、成年後見制度利用の促進及び障害者虐待防止対策の推進に努めます。

◆基本目標2 安心して暮らすための支援体制の推進

障害のある人が地域で安心して暮らすために、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援を行い、本人の意思を尊重したサービスを提供するとともに、ライフステージ[※]ごとに継続した保健、医療及び福祉のサービスが受けられるよう、量的、質的な充実を図り、自立した生活に向けた支援体制の充実を図ります。

更に、相談機能の向上に向け、相談員の資質向上や人材育成、関係機関との連携を強化し、包括的な相談支援体制の充実を図ります。

※ ライフステージ: 人間の人生を段階区分したもの。幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた段階。



❖基本目標3 児童の発達支援や療育体制の推進

障害のある子どもの能力や個性を最大限に伸ばしていくために、障害の早期発見、早期療育のための体制の充実に努めるとともに、地域、関係者における発達・障害に関する理解を深めつつ、専門機関等の連携の下、一人ひとりの将来を見据え、特性や発達段階に応じたきめ細かな一貫した療育支援の充実に努めます。

また、障害のある子どもを受け入れる保育施設、学校施設等の環境の改善に努めます。

❖基本目標4 自分に合った働き方のできる環境づくりの推進

障害のある人が地域で自立した生活を営む上で、働くことは重要であり、障害のある人自身の生きがいや生活の質の向上にもつながるものとなります。

誰もが、自分にあった働き方ができ、生きがいを感じられる機会が広がる環境づくりを推進するとともに、一般就労に向けた支援や就労定着のための支援を推進します。

❖基本目標5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりの推進

障害のある人が社会の中で生きがいを持ち活躍できる環境づくりを進めるために、移動支援の充実とともに、スポーツ、文化活動において、障害があっても参加しやすい支援、場の提供づくりに努めます。

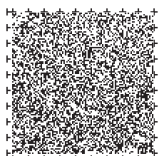
また、障害特性に配慮した情報提供を行うとともに、障害のある人が円滑にコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援の充実に努めます。

❖基本目標6 共に安心して暮らせるまちづくりの推進

すべての人にとって住みやすいまちづくりを進めるため、公共施設、道路等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン[※]化を推進し、障害のある人が地域で安心して暮らせる生活基盤の整備に努めます。

また、災害その他の緊急時にも安全安心が確保されるよう、避難支援体制や防犯対策、交通安全対策等の取組を強化し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

※ ユニバーサルデザイン:障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

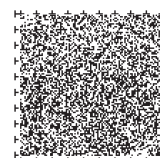
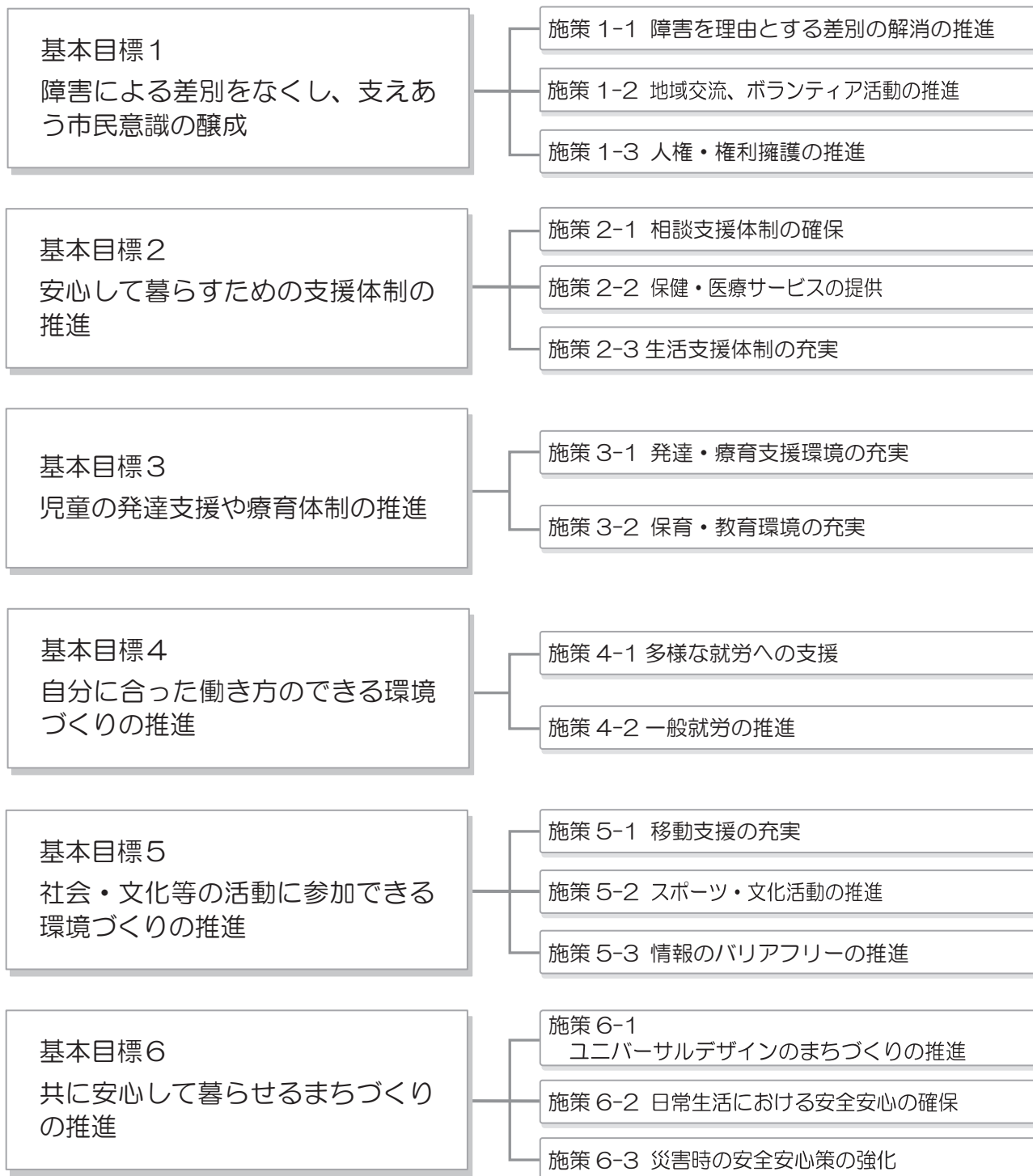


【 基本理念 】

誰もが認めあい、支えあいながら、
安心して自分らしく暮らせる共生のまちづくり

【 基本目標 】

【 基本目標を達成するための施策 】



Ⅳ 障害者計画 施策・事業の展開

❖基本目標1 障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成

●施策1-1 障害を理由とする差別の解消の推進

重点施策

取組内容	主な取組	担当課
1-1-1 広報・啓発活動の推進	障害者理解の促進	障害福祉課 人事課
1-1-2 福祉教育の推進	出前講座	障害福祉課
	福祉教育の充実	学校教育課

●施策1-2 地域交流、ボランティア活動の推進

取組内容	主な取組	担当課
1-2-1 地域交流活動の推進	地域づくり基金事業助成金の支給	地域協働課
	地域交流活動への障害者の参加促進	障害福祉課
1-2-2 ボランティア活動の活性化	手話奉仕員養成講座等の開催	障害福祉課
	ボランティア活動支援	障害福祉課

●施策1-3 人権・権利擁護の推進

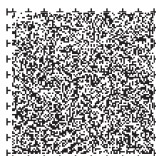
取組内容	主な取組	担当課
1-3-1 権利擁護・成年後見制度利用の促進	成年後見制度利用支援	障害福祉課
	成年後見制度の普及啓発	障害福祉課
	人権相談の実施	総務課
	選挙権行使の支援	選挙管理委員会
1-3-2 障害者虐待防止対策の推進	障害者虐待防止の理解啓発	虐待防止センター
	障害者家庭訪問等個別支援事業	虐待防止センター
	障害者緊急一時保護事業	虐待防止センター
	障害者権利擁護支援弁護士相談事業	虐待防止センター

❖基本目標2 安心して暮らすための支援体制の推進

●施策2-1 相談支援体制の確保

重点施策

取組内容	主な取組	担当課
2-1-1 相談機能の充実	障害者相談支援の充実	障害福祉課
	相談対応力の向上	障害福祉課
	情報提供の充実	障害福祉課
	地域福祉相談の充実	福祉総務課
	市民相談窓口	市民相談センター
	福祉まるごと相談窓口	包括ケア推進室
	心のサポート拠点事業	健康推進課
	精神保健福祉相談	健康推進課
2-1-2 総合的な相談支援の推進	生活困窮者自立相談支援	保護課
	基幹相談支援センターの機能の充実	障害福祉課
	相談支援定例会の開催	障害福祉課



●施策2-2 保健・医療サービスの提供

取組内容	主な取組	担当課
2-2-1 保健サービスの充実	母子保健事業	健康推進課
	精神保健福祉事業	健康推進課
	身体の不自由な方の健診	健康推進課
	障害児・者歯科診療対策事業等	健康推進課
2-2-2 医療費の助成	自立支援医療	障害福祉課
	重・中度心身障害者医療費助成事業	障害福祉課

●施策2-3 生活支援体制の充実

重点施策

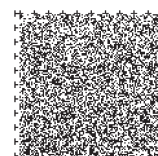
取組内容	主な取組	担当課
2-3-1 障害福祉サービスの充実	在宅障害福祉サービスの充実	障害福祉課
	日中活動の場づくり、居住・生活の場の確保	障害福祉課
	補装具の支給、日常生活用具給付	障害福祉課
	地域生活支援拠点等の機能の充実	障害福祉課
	サービス事業所の適正な運営管理の推進	障害福祉課
2-3-2 重症心身障害児者の支援	医療型短期入所事業	市立病院
	重症心身障害児者短期入所利用支援事業	障害福祉課
	医療的ケア児等への支援	障害福祉課
2-3-3 地域生活移行の推進	医療と福祉の連携強化	障害福祉課
	相談支援の充実	障害福祉課
	知的障害者グループホーム体験ステイ	障害福祉課
2-3-4 経済的支援の実施	手当や助成金の支給	障害福祉課
	税金・公共料金の減免申請の受付	障害福祉課
	障害基礎年金の受付	保険年金課

❖基本目標3 児童の発達支援や療育体制の推進

●施策3-1 発達・療育支援環境の充実

重点施策

取組内容	主な取組	担当課
3-1-1 発達や障害に対する理解を深めるための取組の推進	障害児保育に関する研修実施及び参加促進	子ども保育課
	教職員等研修の充実	学校教育課
3-1-2 障害の早期発見及び療育支援の充実	母と子の遊びの広場事業、発達相談事業	健康推進課
	就学前ことばの教室の運営事業	学校教育課
	障害児通所支援サービスの充実	障害福祉課
	「石巻市かもめ学園」運営事業	障害福祉課
	障害児への切れ目のない支援体制の構築	障害福祉課



●施策3-2 保育・教育環境の充実

取組内容	主な取組	担当課
3-2-1 障害のある子どもたちへの保育・教育の推進	障害児保育事業	子ども保育課
	就学相談の実施	学校教育課
	特別支援教育支援員の配置	学校教育課
	特別支援教育共同実習所の運営	学校教育課
	保育所等訪問支援事業	障害福祉課
3-2-2 学校施設の整備・充実	学校施設及び教育環境の整備・充実	学校管理課

❖基本目標4 自分に合った働き方のできる環境づくりの推進

●施策4-1 多様な就労への支援

重点施策

取組内容	主な取組	担当課
4-1-1 福祉的就労の場の提供	就労継続支援（A型・B型）事業	障害福祉課
	地域活動支援センター事業	障害福祉課
4-1-2 障害者施設からの物品購入等の推進	障害者就労施設等からの物品等の調達促進支援	障害福祉課
	就労支援施設等製品販売会の開催	障害福祉課

●施策4-2 一般就労の推進

重点施策

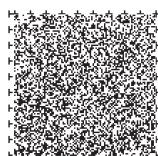
取組内容	主な取組	担当課
4-2-1 雇用・就労の促進	就労移行支援事業	障害福祉課
	特別支援学校生徒への就労支援	障害福祉課
	ハローワーク等との連携による雇用・就労の促進	障害福祉課
	チャレンジ雇用の活用	人事課
	市職員の障害者採用の推進	人事課
4-2-2 就労定着への支援	就労定着支援事業	障害福祉課
	障害者の就労についての理解啓発	障害福祉課 商工課

❖基本目標5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりの推進

●施策5-1 移動支援の充実

重点施策

取組内容	主な取組	担当課
5-1-1 移動費用の助成等	在宅障害者等社会参加促進助成券交付事業	障害福祉課
	住民バス等利用者の運賃割引	地域振興課
5-1-2 移動支援による行動範囲の拡大	行動援護、同行援護、移動支援	障害福祉課
	自動車改造・運転免許取得費用助成事業	障害福祉課
	福祉有償運送事業	福祉総務課



●施策5-2 スポーツ・文化活動の推進

取組内容	主な取組	担当課
5-2-1 生涯学習機会の充実	芸術・文化講座等の生涯学習活動に対する支援	障害福祉課
	図書館の障害者サービスの充実	図書館
5-2-2 多様なスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実	スポーツ大会・文化活動等に対する支援	障害福祉課
	障害者スポーツ団体等への支援	体育振興課

●施策5-3 情報のバリアフリーの推進

取組内容	主な取組	担当課
5-3-1 多様な意思疎通支援の充実	手話通訳者・要約筆記者の派遣	障害福祉課
	手話奉仕員の養成・手話の普及促進	障害福祉課
	情報支援用具の給付	障害福祉課
5-3-2 障害特性に応じた情報提供の充実	声の市報発行事業	障害福祉課
	障害福祉ガイドブック（CD版）の配布	障害福祉課
	音声コード添付サービス	障害福祉課
	市の行事への手話通訳者等の配置	障害福祉課
	障害に配慮したフロア案内等	障害福祉課
	障害に配慮したホームページの作成	秘書広報課

❖基本目標6 共に安心して暮らせるまちづくりの推進

●施策6-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

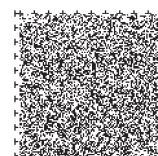
取組内容	主な取組	担当課
6-1-1 公共施設等のバリアフリー化の推進	公共施設のバリアフリー化の推進	各施設管理者
6-1-2 住環境改善のための支援・整備	住宅改修費の給付	障害福祉課
	住宅確保の支援	住宅課

●施策6-2 日常生活における安全安心の確保

取組内容	主な取組	担当課
6-2-1 防犯・交通安全対策・消費生活相談支援の推進	防犯対策	障害福祉課
	交通安全対策	危機対策課
	消費生活相談支援	市民相談センター
6-2-2 緊急時における安全確保対策の推進	ひとりぐらし老人等緊急通報装置の貸与	福祉総務課

●施策6-3 災害時の安全安心策の強化

取組内容	主な取組	担当課
6-3-1 災害時における避難支援体制の強化	指定避難所での障害に配慮した対応	福祉総務課 保護課
	福祉避難所の確保	福祉総務課
	避難行動要支援者名簿への登録・活用の促進	福祉総務課
	障害者施設における安全対策	危機対策課



V 障害福祉計画・障害児福祉計画

1. 令和5年度における成果目標等

「市町村障害福祉計画」並びに「市町村障害児福祉計画」では、国の基本指針に即して定めるものとされており、国の指針では、次の各事項において成果目標等を設定するよう示されています。本計画においては、本市及び圏域の状況、県の計画等を勘案し、下記のとおり成果目標及び活動指標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
令和元年度末時点の入所者数(A)	120人	令和元年度末時点入所者数
【目標値】令和5年度末の地域生活移行者(B)	8人 6.7%	入所施設からグループホーム等への移行見込者数 移行割合(B/A)
【目標値】施設入所者削減目標数(C)	2人	令和5年度末の削減者数 削減割合 1.7%(C/A)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

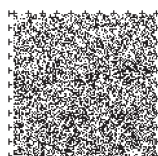
項目	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	8人	8人	8人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の共同生活援助利用者数	67人	71人	76人
精神障害者の自立生活援助利用者数	0人	0人	0人

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	2回	2回	2回

(4) 福祉施設の利用者の一般就労への移行等

項目	数値	備考
【基準値】福祉施設から一般就労への移行者(A)	17人	令和元年度において、福祉施設を退所し、一般就労した者の数
就労移行支援事業の利用者数(B)	13人	
就労継続支援A型事業の利用者数(C)	2人	
就労継続支援B型事業の利用者数(D)	0人	
【目標値】令和5年度の一般就労移行者数(E)	22人 1.29倍(E/A)	令和5年度において、福祉施設を退所し、一般就労に移行する者の数
就労移行支援事業の利用者数(F)	17人 1.3倍(F/B)	
就労継続支援A型事業利用者数(G)	3人 1.5倍(G/C)	
就労継続支援B型事業利用者数(H)	2人	



項目	数値	備考
【目標値】 就労定着支援事業の利用率	7割	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割を就労定着支援利用者とする。
【目標値】 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所数の割合	7割	令和5年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所数の割合を7割とする。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

項目	目標
児童発達支援センターの設置	令和5年度末時点の設置数 1か所
保育所等訪問支援の利用体制	令和5年度末時点の事業所の数 2か所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援事業所 令和5年度末時点の事業所の数 1か所
	放課後等デイサービス事業所 令和5年度末時点の事業所の数 2か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和3年度に石巻市・女川町圏域で設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置見込み人数	令和3年度：2名 令和4年度：2名 令和5年度：2名

(6) 相談支援体制の充実・強化等

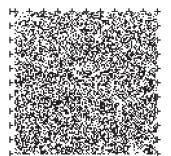
項目	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	120件	120件	120件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	28件	28件	28件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	80回	80回	80回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	20人	20人	20人
障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を事業所や関係自治体等と共有する回数	1回	1回	1回

(8) 発達障害者等に対する支援

項目	計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者数	7人	7人	7人
ペアレントメンターの人数	5人	6人	7人
ピアサポートの活動への参加人数	5人	6人	7人



2. 重点事業

第4次障害者計画の重点施策を効果的・効率的に推進するため、3年間の計画期間において優先的に取り組むべき事業を重点事業に設定しました。

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

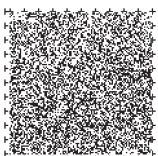
第4次 障害者計画	基本目標1 障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成		
	施策1-1 障害を理由とする差別の解消の推進		
重点事業	広報・啓発活動の推進		
概要	障害による差別を解消するため、地域の障害者等の理解を深めるための広報・啓発活動を行います。 第5期障害福祉計画では、理解啓発のための講演会や研修会等を行いました。より効果的な理解啓発活動として、障害のある人との交流や体験的なイベントなども行っていきます。		
指標	講座・イベント等開催及び団体等による啓発活動の回数		
計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	7回	10回	15回

(2) 相談支援体制の充実

第4次 障害者計画	基本目標2 安心して暮らすための支援体制の推進		
	施策2-1 相談支援体制の確保		
重点事業	相談機能の充実		
概要	障害のある人やその家族からの様々な相談に対応できるよう、相談対応にあたる職員等のスキルアップを図るとともに、身近でわかりやすい相談支援体制を構築します。		
指標	市職員及び相談支援員(委託相談支援事業所)の研修会の参加延人数		
計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	60人	60人	60人

(3) 生活支援体制の充実

第4次 障害者計画	基本目標2 安心して暮らすための支援体制の推進		
	施策2-3 生活支援体制の充実		
重点事業	地域生活支援拠点等の機能の充実		
概要	障害児者の生活を地域全体で支える体制の構築に向けて、現状の課題を把握し、地域生活支援拠点等の必要な機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)の強化、充実に努めます。		
指標	グループホームを体験利用した人数(体験の機会・場を提供する機能)		
計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	6人	8人	10人



(4) 発達・療育支援環境の充実

第4次 障害者計画	基本目標3 児童の発達支援や療育体制の推進		
	施策3-1 発達・療育環境の充実		
重点事業	障害児への切れ目のない支援体制の構築		
概要	ライフステージに応じた支援体制整備に向け、切れ目のない障害児支援の拠点となる施設(児童発達支援センター)の設置を目指します。		
指標	児童発達支援センターの設置		
計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	検討(役割・機能)	検討(事業内容)	設置

(5) 多様な就労への支援

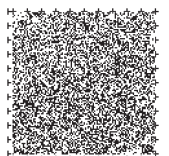
第4次 障害者計画	基本目標4 自分に合った働き方のできる環境づくり		
	施策4-1 多様な就労への支援		
重点事業	障害者施設等からの物品購入等の推進		
概要	福祉的就労における工賃向上のため、就労支援施設の受注拡大を支援し、働く障害者の自立と社会参加促進を図ります。		
指標	就労支援施設等製品販売会の開催日数		
計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	50日	55日	60日

(6) 一般就労の推進

第4次 障害者計画	基本目標4 自分に合った働き方のできる環境づくり		
	施策4-2 一般就労の推進		
重点事業	雇用・就労の促進		
概要	ハローワークや石巻地域就業・生活支援センターと連携し、一般就労を支援します。		
指標	管内企業の障害者雇用率 令和元年 2.08% 令和2年 2.12% (法定雇用率 2.3% ※令和2年までは2.2%)		
計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	2.1%	2.2%	2.3%

(7) 移動支援の充実

第4次 障害者計画	基本目標5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくり		
	施策5-1 移動支援の充実		
重点事業	移動支援系(行動援護・同行援護・移動支援)サービスの充実		
概要	移動が困難な対象者の社会参加促進のため、適切に対応できるよう、体制を整備します。		
指標	サービスの利用者数		
計画値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	176人	188人	200人



3. 障害福祉サービスの見込量の推計と確保の方策

(1) 訪問系サービス

【サービス内容】

事業項目	事業内容
居宅介護（ホームヘルプ）	ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときの危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある人に対し、外出する際に必要な移動援助や視覚的情報の提供支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護が必要な障害者であって介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数の障害福祉サービスを包括的に行います。

【計画期間の見込量】

		単位	見込	推計		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	実利用者数	人	216	218	218	218
	利用量	時間/月	4,147	4,194	4,194	4,194
重度訪問介護	実利用者数	人	1	2	2	2
	利用量	時間/月	352	704	704	704
行動援護	実利用者数	人	13	14	17	21
	利用量	時間/月	85	91	110	136
同行援護	実利用者数	人	3	4	6	7
	利用量	時間/月	18	24	36	42
重度障害者等包括支援	実利用者数	人	0	0	0	0
	利用量	時間/月	0	0	0	0

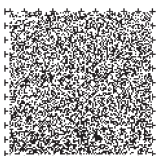
【確保の方策】

- 安定したサービス提供ができるよう、サービス提供事業者の確保が必要です。
- 訪問系サービスは、自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスであり、障害者のニーズに応じたサービスの提供を図ります。
- 障害者の自己決定権を尊重し、障害者の程度や状態に応じたサービスが提供されるよう、関係機関や事業者との連携を図ります。

(2) 日中活動系サービス

【サービス内容】

事業項目	事業内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活を営むために必要な身体機能や生活能力の維持、向上のための訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A 型（雇用型）、B 型（非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方に、就労に伴う環境変化による生活面での課題に対応できるよう企業や自宅への訪問などにより必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設へ入所し、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
療養介護	病院での長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。



【計画期間の見込量】

	単位	見込	推計			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
生活介護	実利用者数	人	414	416	418	420
	利用量	人日/月	7,505	7,543	7,579	7,615
	事業所数	事業所	20	20	20	20
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	人	0	2	2	2
	利用量	人日/月	0	18	18	18
	事業所数	事業所	0	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	人	16	16	16	16
	利用量	人日/月	218	218	218	218
	事業所数	事業所	4	5	5	5
就労移行支援	実利用者数	人	27	28	28	28
	利用量	人日/月	420	436	436	436
	事業所数	事業所	3	5	5	5
就労継続支援 A型 (雇成型)	実利用者数	人	30	31	32	33
	利用量	人日/月	626	647	668	688
	事業所数	事業所	2	2	3	3
就労継続支援 B型 (非雇成型)	実利用者数	人	364	374	384	395
	利用量	人日/月	6,770	6,961	7,174	7,352
	事業所数	事業所	22	22	23	23
就労定着支援	実利用者数	人	3	5	7	10
	事業所数	事業所	1	1	1	2
短期入所	実利用者数	人	97	100	100	100
	利用量	人日/月	794	819	819	819
	事業所数	事業所	11	11	11	11
療養介護	実利用者数	人	31	31	31	31
	事業所数	事業所	0	0	0	0

【確保の方策】 ※事業所数は、石巻圏域（石巻市、東松島市、女川町）の数値です。

○日中活動を支援するニーズの把握に努めるとともに、そのニーズに対応できるよう、安定したサービス提供の体制の整備に努めます。

○就労移行支援は、就労移行支援事業所の確保に努めるとともに、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、障害者雇用を促進するための情報提供に努め、就労支援体制の整備を図ります。

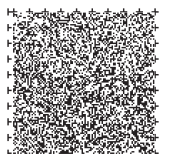
(3) 居住系サービス

【サービス内容】

事業項目	事業内容
自立生活援助	施設を利用していた障害者でひとり暮らしを希望する方に、定期的に自宅を訪問し、日常生活の課題や健康状態などについて確認を行い、必要な助言などの支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に対し、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。

【計画期間の見込量】

	単位	見込	推計			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
自立生活援助	実利用者数	人	0	1	1	1
	事業所数	事業所	0	0	0	0
共同生活援助	実利用者数	人	210	215	220	225
	住居数	戸	48	49	49	49
施設入所支援	実利用者数	人	120	120	119	118
	施設数	施設	2	2	2	2



【確保の方策】 ※事業所数は、石巻圏域（石巻市、東松島市、女川町）の数値です。

- 共同生活援助（グループホーム）は、施設入所や入院から地域生活への移行を進めるための重要なサービスであり、今後も地域の理解を深めながら、事業者によるグループホームの整備を促進します。
- 地域移行後の支援体制について、適切なサービスが受けられる体制の充実に努めるとともに、家族支援の充実や地域の理解促進を図ります。

(4) 相談支援

【サービス内容】

事業項目	事業内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障害者等を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者施設などに入所している人や精神科病院に入院している人に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談やその他の支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に対する相談や緊急訪問等の必要な支援を行います。

【計画期間の見込量】

	単位	推計				
		見込 令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
計画相談支援	実利用者数	人	276	317	317	317
	事業所数	事業所	10	10	10	10
地域移行支援	実利用者数	人	0	2	2	2
	事業所数	事業所	2	2	2	2
地域定着支援	実利用者数	人	0	2	2	2
	事業所数	事業所	2	2	2	2

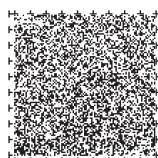
【確保の方策】 ※事業所数は、石巻圏域（石巻市、東松島市、女川町）の数値です。

- 障害のある人の課題の解決やサービスの提供のため、適切なサービス等利用計画の作成やモニタリング（一定期間ごとに計画内容の見直し）に取り組みます。
- サービスの調整等が円滑かつ継続的に提供されるよう、相談支援体制の充実に努めます。
- 石巻市女川町自立支援協議会を活用し、相談支援事業所間の連携、相談員の育成及び資質の向上に努めます。

4. 障害児サービスの見込量の推計と確保の方策

【サービス内容】

事業項目	事業内容
児童発達支援	障害のある児童や発達に不安のある児童の未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識などを習得し、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立の促進と放課後の活動の場を提供します。
保育所等訪問支援	保育所や集団生活を営む施設に通う障害児や発達が気になる児童を対象に、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、安定した利用ができるように当該施設を訪問し支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害などで通所での支援の利用が困難な児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害児を対象に、支給決定を行う際に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。



【計画期間の見込量】

	単位	見込		推計		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
児童発達支援	実利用者数	人	60	62	64	66
	利用量	人日/月	636	657	678	699
	事業所数	事業所	7	7	8	8
放課後等デイサービス	実利用者数	人	206	210	214	218
	利用量	人日/月	2,532	2,581	2,631	2,680
	事業所数	事業所	17	18	19	19
保育所等訪問支援	実利用者数	人	1	2	5	5
	利用量	人日/月	2	4	10	10
	事業所数	事業所	2	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	人	0	0	0	0
	事業所数	事業所	0	0	0	0
障害児相談支援	実利用者数	人	48	54	60	66
	事業所数	事業所	10	11	11	11

【確保の方策】 ※事業所数は、石巻圏域（石巻市、東松島市、女川町）の数値です。

○障害のある児童が身近な地域で支援が受けられよう、児童発達支援など障害児通所支援について事業所へのサービス充実に向けた働きかけ等を行っていきます。

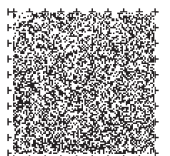
○障害児支援サービスの利用実態やニーズの把握を行い、発達に応じた適切なサービスが提供できるよう、福祉、教育等関係機関との連携を図っていきます。

5. 地域生活支援事業の見込量の推計と確保の方策

(1) 必須事業

【サービス内容】

事業項目		事業内容
理解促進研修・啓発事業		地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修会、イベントの開催、啓発活動など行います。
自発的活動支援事業		障害のある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障害者相談支援事業	相談支援事業所において、障害のある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。
	基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等に専門的な職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成支援、地域移行に向けた取組等を行います。
	住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害者や精神障害者に対し、入居に必要な調整等を行います。
成年後見制度利用支援事業		知的障害者や精神障害者で判断能力が不十分な人について、財産管理や障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用促進を図ります。
手話通訳者設置事業		聴覚障害者等との意思疎通を円滑にするため、社会福祉事務所に手話通訳者を設置します。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業		聴覚障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な用務の際に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業		重度の障害のある人などに対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付や住宅改修の助成を行います。
手話奉仕員養成研修事業		聴覚障害者等が地域でコミュニケーションを円滑に行えるよう、理解啓発などの支援者として期待される日常生活程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。
移動支援事業		屋外での移動が困難な障害者又は障害児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出支援を行います。
地域活動支援センター事業		地域で生活する障害者の日中活動の場として、利用者の状況に応じて、創作的活動や生産活動、社会との交流の機会を提供します。

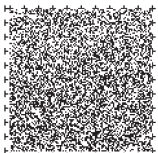


【計画期間の見込量】

	単位	見込		推計		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
理解促進研修・啓発事業	講座等の開催回数	3	5	5	5	
自発的活動支援事業	補助金交付件数	5	5	6	7	
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施か所	4	4	4	4
		相談件数	13,000	13,000	13,000	13,000
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	市長申立件数	3	3	5	5	
手話通訳者設置事業	設置人数	1	1	1	1	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	派遣件数	120	120	120	120	
介護・訓練支援用具	利用件数	20	22	22	22	
自立生活支援用具	利用件数	20	20	20	20	
在宅療養等支援用具	利用件数	41	40	40	40	
情報・意思疎通支援用具	利用件数	75	75	75	75	
排せつ管理支援用具	利用件数	3,850	3,900	3,950	4,000	
住宅改修	利用件数	10	10	10	10	
手話奉仕員養成研修事業	講座受講者数	0	30	30	30	
	延登録者数	92	92	122	122	
移動支援事業	実施か所	15	16	16	16	
	利用人数	153	159	165	172	
	利用時間	6,020	6,260	6,510	6,770	
地域活動支援センター	実施か所	6	6	6	6	
	利用人数	41	41	41	41	

【確保の方策】

- より多くの人に障害に関する理解が広まるよう、継続して研修会等を開催するとともに、体験型イベントの開催や様々な機会をとらえて、啓発活動に取り組んでいきます。
- 障害のある人やその家族がお互いの悩みを共有したり、交流活動等を行うピアサポートや社会活動支援等の自発的活動を行う団体等への補助事業を継続して行います。
- 多様な相談に対応するための相談員の質の向上、関係機関との連携強化を図ります。
- 地域移行、地域定着を推進するため、相談支援体制の充実を図ります。
- 制度の周知や後見人等支援、関係機関との情報共有等のため、関係機関とのネットワークの整備を進めます。
- 障害福祉課に手話通訳者を設置し、窓口での相談や手続きがスムーズに行えるよう支援します。
- 地域における手話通訳者の育成のため、手話奉仕員に対し、手話通訳者養成講座の受講を働きかけます。
- 用具の情報収集を行うとともに、利用者に対し情報提供や相談支援を充実させ、障害特性に応じた適切な日常生活用具の給付を行います。
- 聴覚障害者等が地域で安心して暮らせるよう、手話奉仕員養成講座及びフォローアップ研修を実施し、手話技術の向上及び奉仕員の拡充を目指します。



(2) 任意事業

【サービス内容】

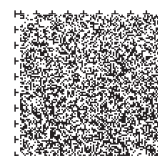
事業項目	事業内容
訪問入浴サービス事業	自宅の浴槽での入浴が困難な重度の身体障害者を対象に、訪問入浴車により自宅を訪問し、入浴介護サービスを提供します。
日中一時支援事業	障害者等の家族に対する就労支援及び介護負担の軽減を図るため、日中、障害者等に対し、施設で活動の場を提供するとともに、日常的な訓練等を行います。
社会参加促進事業	障害者等のスポーツ・レクリエーション、文化活動等を行う障害者団体等に対し、活動に対する補助を行います。
声の市報発行事業	文字による情報入手が困難な重度の視覚障害者に対し、音声による声の市報を配布します。
成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知を図ります。
障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を図るため、体制を整備します。(市虐待防止センターで実施)
自動車改造・運転免許取得費用助成事業	就労等のための自動車運転免許の取得や自動車改造に要する経費を助成します。

【計画期間の見込量】

	単位	見込	推計		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	利用人数	27	29	31	33
	利用回数	2,135	2,412	2,725	3,079
日中一時支援事業	利用人数	175	182	189	196
	利用回数	7,674	7,980	8,299	8,630
社会参加促進事業	補助金交付件数	3	5	5	5
声の市報発行事業	配布実人員	25	25	25	25
成年後見制度普及啓発事業	パンフレット配布数	500	500	500	500
	講座実施回数	1	1	2	2
自動車改造・運転免許取得費用助成事業	助成金交付件数	12	12	12	12

【確保の方策】

○サービス内容の周知を図り、必要なサービスの利用を促進します。

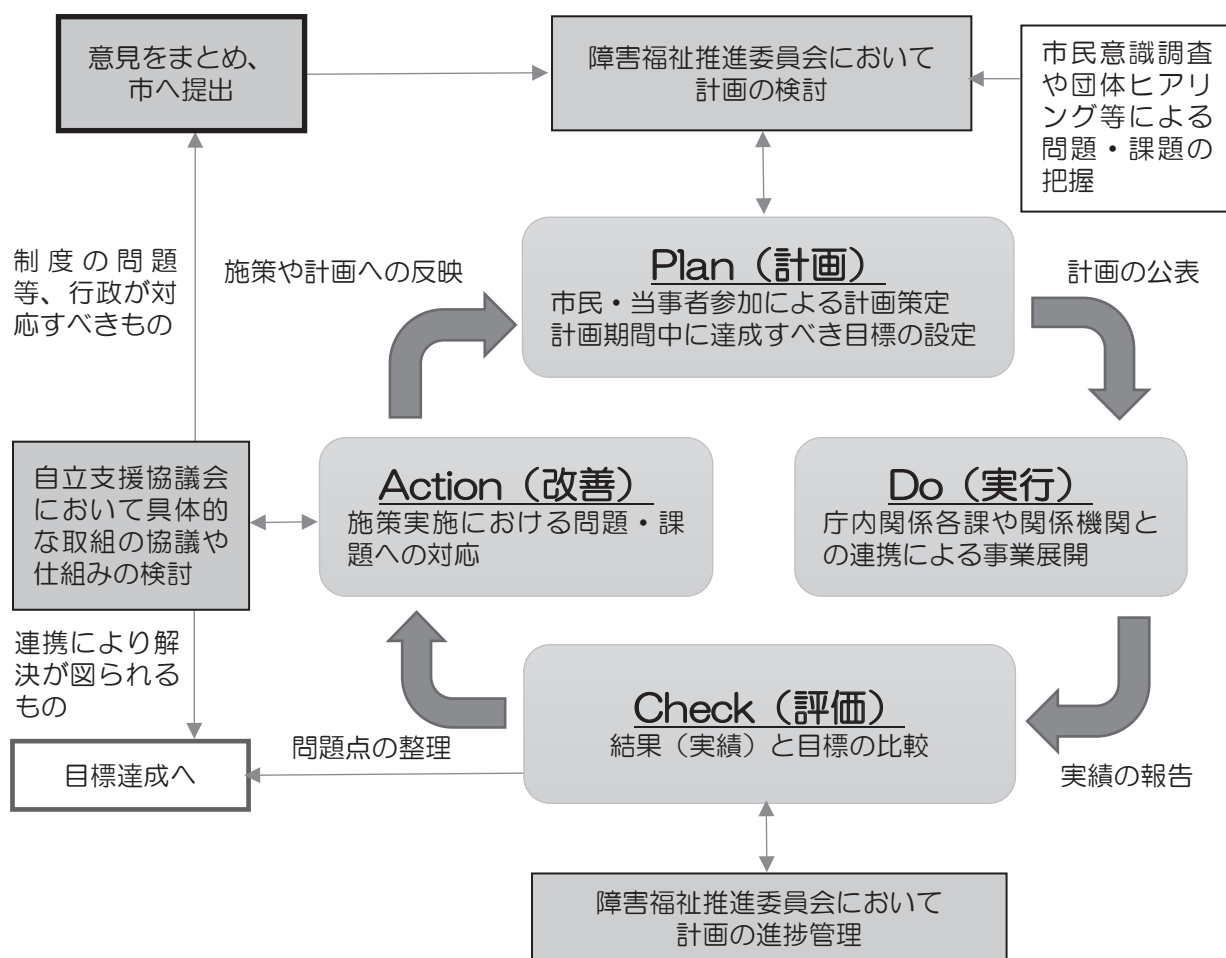


VI 計画の進行管理

この計画の実現に向けて、計画の進捗状況を石巻市障害福祉推進委員会において把握し、毎年度、点検・評価を実施していきます。

具体的には、図のようなPDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の利用状況、整備状況などを点検・評価し、かい離がある場合には問題点や課題の検討を行っていきます。

また、大きな修正・変更が必要と認められた場合には、計画の中間年を目安として見直しを行います。



石巻市第4次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

発行：令和3年3月 発行者：石巻市 編集：福祉部障害福祉課
〒986-8501 石巻市穀町14番1号 電話：0225-95-1111
FAX：0225-22-6610

E-mail：ishandwelf@city.ishinomaki.lg.jp
市ホームページ：https://www.city.ishinomaki.lg.jp/

